

○使用料（宇都宮市交流拠点施設条例別表（第7条関係）抜粋）

使用区分			金額			
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
大ホール	全面使用	平日	178,400円	237,800円	237,800円	
		休日	214,100円	285,400円	285,400円	
	分割使用	東側	平日	87,500円	116,600円	116,600円
			休日	105,000円	140,000円	140,000円
		西側	平日	90,900円	121,200円	121,200円
			休日	109,100円	145,400円	145,400円
中ホール	全面使用	平日	74,000円	98,700円	98,700円	
		休日	88,800円	118,400円	118,400円	
	分割使用	東側	平日	43,600円	58,100円	58,100円
			休日	52,300円	69,700円	69,700円
		西側	平日	30,400円	40,600円	40,600円
			休日	36,500円	48,700円	48,700円
大会議室201			39,400円	52,600円	52,600円	
大会議室202			39,400円	52,600円	52,600円	
小会議室101			11,600円	15,500円	15,500円	
小会議室102			9,500円	12,700円	12,700円	
小会議室103			11,000円	14,700円	14,700円	
小会議室104			11,500円	15,400円	15,400円	
小会議室105			10,300円	13,700円	13,700円	
小会議室106			9,800円	13,100円	13,100円	
小会議室107			9,800円	13,100円	13,100円	
小会議室108			10,300円	13,700円	13,700円	
小会議室401			9,600円	12,800円	12,800円	
小会議室402			8,900円	11,900円	11,900円	
小会議室403			9,100円	12,100円	12,100円	
控室101			2,800円	3,700円	3,700円	
控室102			2,700円	3,600円	3,600円	
控室103			1,500円	2,000円	2,000円	
控室104			1,700円	2,300円	2,300円	
控室201			1,500円	2,000円	2,000円	
控室202			1,500円	2,000円	2,000円	
控室301			1,700円	2,300円	2,300円	
控室401			700円	900円	900円	
控室402			1,100円	1,500円	1,500円	
控室403			1,000円	1,400円	1,400円	
パントリー101			2,900円	3,900円	3,900円	
パントリー201			1,200円	1,600円	1,600円	

※ この他、諸室の使い方により貸出備品(机、イス、プロジェクター、マイク等)や付属設備・冷暖房の使用料が必要となる場合があります。貸出備品や付属設備・冷暖房の使用料の金額については、決定次第、公表します。ご不明な点は、駅東口整備室(028-632-2858)までお問い合わせください。

備考

- 1 この表に定める平日とは、次項に規定する休日以外の日をいう。
- 2 この表に定める休日とは、宇都宮市の休日を定める条例（平成元年条例第4号）第1条第1項に規定する休日をいう。
- 3 この表に定める使用時間帯（以下「使用時間帯」という。）には、催事の練習、準備作業又は撤去作業等の使用に必要な一切の時間を含むものとする。
- 4 実際の使用に要した時間が使用時間帯を満たさない場合であっても、各使用時間帯の金額を単位時間で除した使用料の計算は行わない。
- 5 同日に2つ以上の使用時間帯を連続して使用する場合は、その間の使用時間帯以外の使用については、使用料を徴収しない。
- 6 2日以上連続して使用する場合は、その間の開館時間以外における機材等の保管を目的とする使用については、使用料は徴収しない。
- 7 使用者が専ら催事の練習、準備作業又は撤去作業のために当該催事の開催日以外に使用する場合は、この表に定める金額に、100分の80を乗じて得た額とする。ただし、当該練習、準備作業又は撤去作業のため、やむを得ない理由により使用時間帯の前又は後に使用する場合は、この限りでない。
- 8 第3項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により使用時間帯の前又は後に使用する場合は、当該使用時間帯（同日に2つ以上の使用時間帯を連続して使用する場合は、使用時間帯の前にあつては直後の、使用時間帯の後にあつては直前の使用時間帯とする。）の金額を当該使用時間帯の時間数で除して得た額とし、当該使用時間帯の前又は後のそれぞれについて、その超過時間1時間（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに徴収する。
- 9 前2項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 この表に定める金額は、冷暖房の使用に係る費用を含まないものとし、使用者が冷暖房を使用した場合は、その使用に係る費用の範囲内で市長が定める額を当該金額に加算するものとする。
- 11 控室及びパントリーは、原則として、大ホール、中ホール、大会議室又は小会議室のいずれかと併用して使用するものとする。